注一　三〇メートルの距離において測定し、その値に一〇デシベルを加えた値をもつて測定値とすることができる。

二　その設備（ケーブルを含む。）の大きさが直径一・二メートル、床から一・五メートルの円柱形の体積内に収まるものにあつては、当該設備から三メートルの距離において測定した値から一〇デシベルを減じた値をもつて測定値とすることができる。

五　一〇kHz以上四〇〇GHz以下の周波数の高周波エネルギーを発生させて、そのエネルギーを材料の処理、検査又は分析のために用いる設備であつて、住居用に使用する目的の建造物に給電する低電圧電力系統に直接接続する施設以外の施設で使用され、設置場所において試験を行うもの

(1)　当該設備が設置されている建築物の外壁から一〇〇メートルの距離（当該設備が設置されている建築物の外壁と当該設備の設置者の占有に属する区域の境界との間の最も近い距離を二・五（一MHz以上の周波数にあつては、四・五）で除した距離に、三〇メートルを加えた距離が一〇〇メートルに満たないときは、その距離（その距離が当該設備の設置者の占有に属する区域の境界を超えるときは、当該設備が設置されている建築物の外壁と当該設備の設置者の占有に属する区域の境界との間の最も近い距離又は三〇メートルのいずれか長い距離）。(2)において同じ。）における磁界強度の最大許容値

周波数帯	準尖頭値の最大許容値（毎メートル一マイクロアンペアを〇デシベルとする。）
一〇kHz以上一五〇kHz以下	（一）　一一・五デシベル
一五〇kHzを超え四九〇kHz未満	二三・五デシベル
四九〇kHz以上一、七〇五kHz以下	一三・五デシベル
一、七〇五kHzを超え二、一九四kHz未満	一八・五デシベル
二、一九四kHz以上三、九五〇kHz未満	一三・五デシベル
三、九五〇kHz以上二〇MHz未満	（一）　一一・五デシベル
二〇MHz以上三〇MHz以下	（一）　一一・五デシベル

(2)　当該設備が設置されている建築物の外壁から一〇〇メートルの距離における電界強度の最大許容値

周波数帯	準尖頭値の最大許容値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
三〇MHzを超え四七MHz未満	四八デシベル
四七MHz以上六八MHz以下	三〇デシベル
六八MHzを超え八〇・八七二MHz以下	四三デシベル
八〇・八七二MHzを超え八一・八四八MHz未満	五八デシベル
八一・八四八MHz以上八七MHz未満	四三デシベル
八七MHz以上一三四・七八六MHz以下	四〇デシベル
一三四・七八六MHzを超え一三六・四一四MHz未満	五〇デシベル
一三六・四一四MHz以上一五六MHz以下	四〇デシベル
一五六MHzを超え一七四MHz未満	五四デシベル
一七四MHz以上一八八・七MHz以下	三〇デシベル
一八八・七MHzを超え一九〇・九七九MHz未満	四〇デシベル
一九〇・九七九MHz以上二三〇MHz以下	三〇デシベル
二三〇MHzを超え四〇〇MHz以下	四〇デシベル
四〇〇MHzを超え四七〇MHz未満	四三デシベル
四七〇MHz以上一GHz以下	四〇デシベル

六　一〇kHz以上四〇〇GHz以下の周波数の高周波エネルギーを発生させて、そのエネルギーを材料の処理、検査又は分析のために用いる設備以外の設備であつて、住居用に使用する目的の建造物に給電する低電圧電力系統に直接接続する施設以外の施設で使用され、設置場所において試験を行い、定格入力電力が二〇kVAを超えるもの

(1)　当該設備が設置されている建築物の外壁から三〇メートルの距離における磁界強度の最大許容値

周波数帯	準尖頭値の最大許容値（毎メートル一マイクロアンペアを〇デシベルとする。）
一〇kHz以上一五〇kHz以下	（一）　一一・五デシベル